

(19) 世界知的所有権機関  
国際事務局



(43) 国際公開日  
2003年12月11日 (11.12.2003)

PCT

(10) 国際公開番号  
**WO 03/101190 A1**

(51) 国際特許分類:

**A01K 85/00**

(21) 国際出願番号:

PCT/JP02/13619

(22) 国際出願日: 2002年12月26日 (26.12.2002)

(25) 国際出願の言語:

日本語

(26) 国際公開の言語:

日本語

(30) 優先権データ:

実願2002-3263 2002年5月31日 (31.05.2002) JP

(71) 出願人(米国を除く全ての指定国について): 株式会社デュエル (DUEL CO., INC.) [JP/JP]; 〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜2丁目2番1号 Fukuoka (JP).

(72) 発明者; および

(75) 発明者/出願人(米国についてのみ): チョイ エリック (CHOI,Eric) [JP/JP]; 〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜2丁目2番1号 Fukuoka (JP).

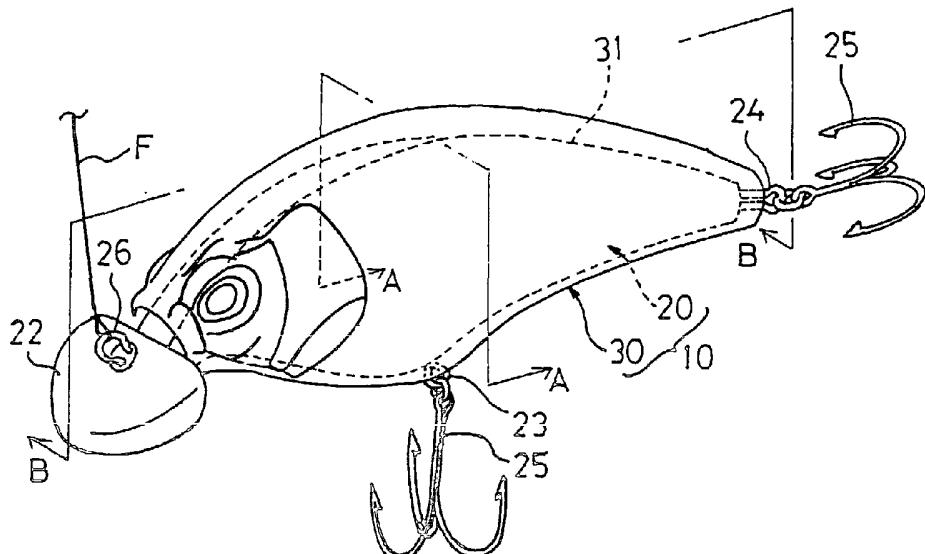
(74) 代理人: 藤本 昇, 外(FUJIMOTO,Noboru et al.); 〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場1丁目15番14号 堀筋稻畠ビル2階 Osaka (JP).

(81) 指定国(国内): AE, AG, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BR, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DZ, EC, EE, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KP, KR, KZ, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LV, MA, MD, MG, MK, MN, MW, MX, MZ, NO, NZ, OM, PH, PL, PT, RO, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL,

[続葉有]

(54) Title: FISHING LURE

(54) 発明の名称: 釣り用ルアー



**WO 03/101190 A1**

(57) Abstract: A fishing lure (10) is formed in such a way that substantially whole part of a core member (20) formed of a hard material is covered with a surface member (30) formed of a soft material. Any one of metal, wood and hard synthetic resin is adopted as the hard material, and soft synthetic resin is adopted as the soft material. The lure (10) is produced by a one-piece injection molding method in which the soft synthetic resin is injected into a cavity of a predetermined mold with the core member (20) being loaded in the cavity.

(57) 要約: 釣り用ルアー 10 は、硬質材料からなる芯材 20 が軟質材料からなる表面材 30 によって略全体的に被覆されて形成されている。硬質材料として、金属、

[続葉有]



TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, YU, ZA, ZM, ZW.

添付公開書類:  
— 国際調査報告書

(84) 指定国(広域): ARIPO 特許 (GH, GM, KE, LS, MW, MZ, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア特許 (AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), ヨーロッパ特許 (AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, IE, IT, LU, MC, NL, PT, SE, SI, SK, TR), OAPI 特許 (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

2文字コード及び他の略語については、定期発行される各PCTガゼットの巻頭に掲載されている「コードと略語のガイダンスノート」を参照。

## 明細書

## 釣り用ルアー

## 5 技術分野

本発明は、改良された釣り用ルアーに関するものである。

## 背景技術

従来、第12a図および第12b図に示すような釣り用ルアーが知られている。

10 まず、第12a図に示すルアー100は、金属や硬質合成樹脂などの硬質材料からなる魚の頭状の頭部101と、この頭部101に連設された柔軟な軟質合成樹脂製の胴部102とからなっている。かかるルアー100によれば、当該ルアー100を水中で移動させた際に胴部102が柔軟に上下左右に振動的に撓むため、獲物の魚がルアー100を実物の餌と認識し易く、これによって魚のルアー100への食い付きが良好になり、釣果を上げるために有効である。

これに対し、第12b図に示すルアー100'は、全体が柔軟な軟質の合成樹脂によって形成されている。なお、全体を軟質合成樹脂で形成するとルアー100'が軽量になるため、例えば頭部にウエイト103が埋設され、これによってルアー100'は、適度な重さが確保された上で重心が体躯の前方に位置した状態になり、ルアー100'のキャスティング操作や水中に没したルアー100'の手繩り寄せ操作が安定する。このようなルアー100'も、前記ルアー100と同様の作用効果を得ることができる。

しかしながら、第12a図に示すルアー100においては、頭部101と胴部102とで極端に材質が異なることにより獲物の魚が違和感を感じ、これによって魚のルアー100への食い付きが悪くなるとともに、一旦食い付いた魚が硬い頭部101の噛み心地の悪さでルアー100を外してしまうこともあるという不都合が存在する。

これに対し、第12b図に示すルアー100'は、全体が軟質合成樹脂で形成されているため、魚に違和感を与えるような不都合は生じないが、ルアー100'を水中に投げ入れる、いわゆるキャスティング操作時に、第12b図に示すように、体躯が空気抵抗を受けて弓なりに変形し、これによってルアー100'を遠くにまで投げることができなくなるという新たな問題点が提起される。

本発明は、上記のような問題点を解消するためになされたものであり、獲物の魚に違和感を与えないようにした上で遠投をも可能とし、これによって大きな釣果を上げ得るように改良されたルアーを提供することを目的としている。

## 10 発明の開示

本発明は、硬質材料からなる芯材に軟質材料からなる表面材が被覆されてなることを特徴とするものである。この発明において、硬質材料とは、容易に塑性変形しない材料のことであり、比重の大小とは無関係のものである。したがって、例えば金属や硬質の合成樹脂はもちろん硬質材料の範疇に入るばかりか、非常に軽い（比重の小さい）硬質のウレタンフォーム等の発泡性合成樹脂も硬質材料に含まれる。

そして、この発明によれば、ルアーの表面は、芯材に被せられた軟質材料からなる表面材によって実物の餌のように全体的に弾力性が付与された状態になっているため、獲物の魚は、当該ルアーに対して違和感を引き起こすことなく、これによって魚のルアーへの食い付きが良好になるとともに、従来の頭部が硬質材料で胴部が軟質材料からなるものと比べて噛み心地が硬軟なく良好なことから一旦噛み付いたルアーを放すようなことがなく、釣果を上げる上で有効である。

また、芯材は硬質材料によって形成されているため、従来の全体的に軟質材料で形成されているルアーの場合、キャスティングしたルアーが空気の抵抗を受けて全体的に撓み、これによる空気抵抗の増大で遠投し得なくなるような不都合の生じることはなく、常に所定の形状が確保されていることで容易に遠投し得るようになる。

芯材用の硬質材料としては、金属、木材および硬質の合成樹脂の内のいずれかを

用いることが好ましい。硬質の合成樹脂には、通常の硬質合成樹脂はもちろんのこと、硬質のウレタンフォーム等の硬質発泡性合成樹脂も含まれる。そして、金属、木材および硬質の合成樹脂は、剛性および保形性の点でルアーの芯材としての機能を確実に果たすことができる。

5 また、前記軟質材料として軟質合成樹脂を採用すれば、軟質合成樹脂は、柔軟性の点で本物の餌である例えば小魚の柔軟性に似せることが可能であり、かつ、射出成形の原料として使用し得るため、芯材に被せられる表面材の原料として軟質合成樹脂を品質面および製造面で好適に使用することができる。

また、前記表面材を透明な材料によって形成し、前記芯材の表面に光を反射する  
10 反射シートを貼設すれば、透明な表面材を透過した光は、芯材に貼設された反射シートで反射され、反射光となって外部に放射されるため、ルアーの表面が小魚のうろこのようにキラキラと輝き、本物の餌のようになって獲物の魚へのアピール効果が大きくなり、集魚効果が大きくなるとともに、魚のルアーへの食い付きが良好になる。

15 また、前記芯材が浮力を調整するための錘を備えるようにすれば、当該錘の重量をルアーの製造工程で目的に応じて適宜選択することにより、当該ルアーを水の表層用のものとしたり、水底用のものとしたりすることができ、製造工程での汎用性が向上する。

また、前記表面材をさらに表皮によって被覆すれば、当該表皮として種々の材料  
20 (例えば織製品) を使用することにより、当該材料の特性 (例えば織製品を表皮として利用するとルアーの肌触りがより本物の餌のようになる) を利用して獲物がより本物の餌として認識し得るようにすることができる。

そして、餌の表面の模様を表皮に予め印刷などで描いておけば、ルアーの表面に一々模様を施すような手間をかけることなく表皮を表面材に張り付けるという簡単  
25 な操作でその餌の模様がルアーの表面に形成されるため、ルアーの製造コストの低減化に貢献する。

さらに、本発明に係るルアーを、所定の金型のキャビティ内に前記芯材を装填し

た状態で当該キャビティ内へ軟質材料を射出して成形する一体射出成形法によって製造すれば、従来のように一旦別途製造された表面材を芯材に被せるような作業を行う必要がなくなり、表面材の製造操作のみによって同時にルアーが完成し、軟質材料からなる表面材が芯材に被せられたルアーの製造コストの低減化に寄与する。

5

#### 図面の簡単な説明

第1図は、芯材の第1実施形態を示す斜視図である。

第2図は、表面材の一実施形態を示す斜視図である。

第3図は、第1図の芯材に第2図の表面材が被せられて得られた本発明に係る第10 1実施形態のルアーを示す斜視図である。

第4a図は、芯材が分割式のものである場合の第3図のA-A線断面図である。

第4b図は、芯材が分割式のものである場合の第3図のB-B線断面図である。

第5a図は、芯材が硬質ウレタン樹脂製のものである場合の第3図のA-A線断面図である。

15 第5b図は、芯材が硬質ウレタン樹脂製のものである場合の第3図のB-B線断面図である。

第6a図は、芯材がスチール板製のものである場合の第3図のA-A線断面図である。

第6b図は、芯材がスチール板製のものである場合の第3図の平面視の断面図である。

第7a図は、芯材が薄板製のものである場合の第3図のA-A線断面図である。

第7b図は、芯材が薄板製のものである場合の第3図のB-B線断面図である。

第8a図は、ルアー製造の一実施形態を説明するための説明図であり、芯材が金型に装填される直前の状態を示している。

25 第8b図は、ルアー製造の一実施形態を説明するための説明図であり、芯材が装填された金型のキャビティ内に原料合成樹脂が射出されつつある状態を示している

。

第8c図は、ルアー製造の一実施形態を説明するための説明図であり、金型内で表面材が形成された状態を示している。

第8d図は、ルアー製造の一実施形態を説明するための説明図であり、得られたルアーが金型から離型された状態を示している。

5 第9図は、本発明の第2実施形態に係るルアーを示す一部切欠き斜視図である。

第10a図は、本発明の第3実施形態に係るルアーを示す一部切欠き斜視図である。

第10b図は、第10a図のC-C線断面図である。

第11図は、本発明の第4実施形態に係るルアーを示す一部切欠き斜視図である

10 。

図12aは、従来のルアーを例示する側面図であり、硬質材料で形成された頭部に軟質材料で形成された胴部が延設された例を示している。

図12bは、従来のルアーを例示する斜視図であり、全体が軟質材料で形成された例を示している。

15

### 発明を実施するための最良の形態

第1図～第3図に示すように、本発明に係る第1実施形態のルアー10（第3図）は、フィッシング対象の魚の餌として小魚の形状を模して形成され、芯材20（第1図）と、この芯材20に被せられる表面材30（第2図）とからなっている。

20 前記芯材20は、ルアー10に剛性を付与するためのものであり、金属、硬質の合成樹脂あるいは木材などによって形成されている。なお、芯材20の見掛け比重は、水の真比重と同一の略「1」に設定されることが多いが、「1」であることに限定されるものではなく、対象となる獲物の種類や、海釣りであるか川釣りであるか等のフィッシングの種類によって適宜設定される。

25 かかる芯材20は、側面視で小魚の形状を呈した板状の芯材本体21と、この芯材本体21の前端（第1図の左方）から前方に向けて突設された舌状のリッププレート22とを備えて構成されている。芯材本体21は、長さ寸法が表面材30の長

さ寸法と略同一に設定され、これによって表面材30を長手方向の全長に亘って貫通したような状態になっている。

かかる芯材本体21には、その中央部下縁面から下方に向けて突設された腹部針掛環23が設けられているとともに、後端から後方に向け突設された尾部針掛環24が設けられている。これら腹部針掛環23および尾部針掛環24には、ルアー10に食い付いた魚を引っ掛けるための釣針25（第3図）がそれぞれ装着されている。

前記リッププレート22は、ルアー10の水中での動きを安定させる整流板としての役割を果たすものであり、上下方向に扁平で、かつ、平面視で各種の形状に設定されている。かかるリッププレート22の上面で幅方向中央位置には糸掛環26が設けられ、この糸掛環26に釣糸F（第3図）が結着される。

前記表面材30は、芯材20の芯材本体21に被せられるものであり、餌となる小魚と同様の軟らかさを備えるように軟質の合成樹脂が採用されて形成されている。かかる表面材30は、芯材本体21の形状に沿うように形状設定され、且つ下面が開口した装着凹部31を有している。

また、表面材30は、その表面側の前端位置に魚の頭部を模した線描模様が細い凹溝線32などによって描かれることによって餌となる小魚に酷似したものになるようにしている。そして、かかる表面材30が芯材本体21に被せられた状態とされることによって、第3図に示すようなルアー10が形成されている。なお、釣針25および釣糸Fは、ルアー10が形成された後に腹部針掛環23、尾部針掛環24および糸掛環26にそれぞれ装着される。

かかる表面材30は、実物の餌である小魚と同様の弾力性を有する軟質の合成樹脂によって形成されている。かかる軟質合成樹脂としてポリエチレン、ポリプロピレンあるいはポリアミド等の熱可塑性合成樹脂が採用される。本実施形態においては、アクリル樹脂やウレタン樹脂が採用されている。アクリル樹脂やウレタン樹脂が採用されるのは、その弾力性が餌である小魚の体躯の弾力性と等しいものを容易に得ることができるからである。かかる軟質合成樹脂を表面材30の材料として使

用することにより、ルアー10は、獲物となる魚が食い付いたときに魚に違和感を与えることがなく、したがって、一旦ルアー10に食い付いた魚が、当該ルアー10を吐き出すような不都合をなくすことができる。

第4a図～第7b図は、芯材20をさらに詳細に説明するための断面図であり、  
5 第4a図および第4b図は、芯材が分割式のものである場合、第5a図および第5b図は、芯材が硬質ウレタン樹脂製のものである場合、第6a図および第6b図は、芯材がスチール板製のものである場合、第7a図および第7b図は、芯材が薄板製のものである場合をそれぞれ示している。これらの図において、添え字のaは、第3図のA-A線断面図であることを示し、添え字のbは、第3図のB-B線断面図であることを示している。ただし、第7b図のみは、平面視の断面図である。  
10

まず、第4a図および第4b図に示す芯材20aは分割式のものであり、ABS(アクリロニトリルーブタジエンースチレン共重合体)などの硬質の合成樹脂によって形成されている。かかる芯材20aは、正面視(第4a図参照)で左右対象に形成された左芯材20a' と、右芯材20a" とからなっている。そして、左右の芯材20a', 20a" が例えば接着剤を介して合体されることにより、内部に空洞を備えた芯材20aが形成されている。  
15

かかる芯材20aは、内部に隔壁で仕切られた前方空気室27aと、この前方空気室27aの後方上部に隔壁を介して設けられた後方空気室27bと、この後方空気室27bの下方に隔壁を介して設けられたウェイト装填室27cとを有している  
20 。

前方空気室27aには、複数の金属製の小球27dが内装されているとともに、ウェイト装填室27cには、金属製の球状ウェイト27eが複数個内装されている。第4b図に示す例では、球状ウェイト27eは2個である。ウェイト装填室27cは前後方向(第4b図の左右方向)に長尺に形成され、これによって2個の球状ウェイト27eはウェイト装填室27c内を転動して前後に移動し得るようになっている。  
25

かかる芯材20aを備えたルアー10によれば、当該ルアー10をキャスティング

グするとき球状ウエイト 27e が遠心力でウエイト装填室 27c 内を後方（第 4 b 図の右方）に向けて移動するため、キャスティングする方向の先端側に重心が偏った状態になってルアー 10 を容易に遠投することが可能になるとともに、ルアー 10 を水中で手繩り寄せるときには球状ウエイト 27e がウエイト装填室 27c 内で前後に移動するため、重心の移動で当該ルアー 10 が微妙に振動し、これによって獲物の魚にルアー 10 を本物の生きた餌であると認識させることができる。

ついで、第 5 a 図および第 5 b 図に示す芯材 20b は、硬質のウレタンフォームや木材などの高浮力素材によって内部に空洞の存在しない中実状態で形成されている。かかる芯材 20b の場合は、見掛け比重を水の比重より若干大きくするために、内部に鉛などの重い金属からなるウエイト 27f が埋設されている。本実施形態においては、ウエイト 27f は、棒状のものが採用され、腹部針掛環 23 の若干前方位置に斜めで前後方向に延びるように埋設されている。

かかる芯材 20b によれば、簡単な構造であるため、部品コストの低減化に貢献した上で、本発明に係るルアー 10 としての機能（食い付きの良さ）を確保することができる。

ついで、第 6 a 図および第 6 b 図に示す芯材 20c は、スチール板 28 によって形成されている。このスチール板 28 は、本実施形態では厚み寸法が 2 mm～5 mm の厚手のものが採用され、これによって表面材 30 を被覆して形成されるルアー 10 は、非常に重いものになっている。

かかる芯材 20c によれば、ルアー 10 は、重いスチール板 28 からなる当該芯材 20c を備えた構造になっているため、水中に投じられることによって水底に向けて速やかに沈降し、釣糸 F を介して引き寄せられても水面に向かうことはない。したがって、このようなルアー 10 は、水中の深い位置で遊泳している魚のフィッシング用として好適である。

最後に、第 7 a 図および第 7 b 図に示す芯材 20d は、剛性および可撓性を備えた厚み寸法が 1 mm 以下の薄板 29 によって形成されている。そして、本実施形態においては、表面材 30 が透明な材料で形成されているとともに、当該薄板 29 の

表裏面に目視する角度によって色が変化する反射シート 29 a が貼設されている。

かかる芯材 20 d によれば、ルアー 10 を水中でアクションさせた場合、当該ルアーレー 10 は、水の抵抗を受けて振動的に揺んでくねり、これによって小魚が体躯を震わせて遊泳しているような状態を現出させることができる。

5 そして、透明な表面材 30 を透過した光は、芯材 20 d に貼設された反射シート 29 a で反射され、ルアー 10 のくねり動作に応じて反射光の色が変化するため、くねり動作との協働であたかも本物の生きた餌が遊泳しているような状態が現出され、これによってルアー 10 は極めて大きな集魚効果の得られるものになる。

また、たとえルアー 10 が水中の岩などの異物と衝突して表面が削られても、反射シート 29 a は表面材 30 に保護されているため、当該反射シート 29 a が剥がれ落ちるような不都合が生じない。

以下、ルアー 10 の製造について第 8 a 図～第 8 d 図を基に説明する。第 8 a 図～第 8 d 図は、ルアー 10 の製造を説明するための説明図であり、第 8 a 図は、芯材 20 が金型に装填される直前の状態、第 8 b 図は、芯材 20 の装填された金型のキャビティ内に原料合成樹脂が射出されつつある状態、第 8 c 図は、金型内で表面材 30 が形成された状態、第 8 d 図は、得られたルアー 10 が金型から離型された状態をそれぞれ模式的に示している。

本実施形態においては、ルアー 10 を製造するに際し、第 8 a 図に示すような射出成形用の金型 40 が採用される。この金型 40 は、図 8 において左右対象の一対の分割金型（左分割金型 41 および右分割金型 42）からなっている。各分割金型 41、42 には、それらの対向面に左キャビティ 44 および右キャビティ 45 がそれぞれ凹設されている。かかる左右のキャビティ 44、45 は、各分割金型 41、42 が対向面を合わせた状態で、第 8 b 図に示すように、互いに合わさり合い、これによって表面材 30 の形状のキャビティ 43 が形成されるように形状設定されて いる。

そして、本実施形態においては、かかる金型 40 のキャビティ 43 内に予め芯材 20 が装填され、この状態でキャビティ 43 内に所定の原料合成樹脂が射出される

ことにより、表面材30に芯材20が埋設されたルアー10が製造される、いわゆる一体成形法が採用されている。

そして、まず第8a図に示す状態で、所定の位置に配置された芯材20に対し各キャビティ44, 45が対向された一対の分割金型41, 42が対向方向へ向けて5それぞれ移動され、これによって芯材20は、第8b図に示すように、キャビティ43内の所定の位置に装填された状態になる。

この状態で、第8b図に太線矢印で示すように、所定の射出装置50から供給される加熱溶融状態の原料合成樹脂51をキャビティ43内に射出することにより、当該原料合成樹脂51はキャビティ43内に行き渡り、第8c図に示すように、キャビティ43内で表面材30が芯材20を覆った状態のルアー10が形成される。10

ついで、キャビティ43内の表面材30が所定の温度にまで冷却された後、第8d図に示すように、各分割金型41, 42は、互いに離間方向へ向けて移動させられる。これによって製品としてのルアー10がキャビティ43から取り外されることになる。

以上詳述したように、本発明に係るルアー10は、金属や合成樹脂等の硬質材料からなる芯材20に、軟質の合成樹脂等の軟質材料からなる表面材30が被覆されてなるものであるため、ルアー10の表面を実物の餌のように弾力性が付与された状態にすることができる。

したがって、ルアー10に食い付いた魚は、当該ルアー10を噛み応えの点で本20物の餌であると認識し、これによって一旦噛み付いたルアー10を放すような不都合は生じず、表面材が軟質材料で形成されていない従来のルアーに比べてより良好な釣果を上げることができる。

また、芯材20用の材料として硬質の合成樹脂を採用した場合には、芯材20としての重量および保形性を良好に確保した上で当該芯材20を射出成形法等によつ25て容易にかつ大量に製造することが可能になり、芯材20の製造コストの低減化に寄与することができる。

また、表面材30用の軟質材料としてアクリル樹脂やウレタン樹脂を採用してい

るため、表面材 30 は、餌としての小魚の体躯と同様の弾力性を備えた状態になり、したがって、ルアー 10 に食い付いた獲物（魚）に違和感を与えることはなく、一旦食い付いた魚がルアー 10 を放すような不都合が回避され、これによって従来に比べて良好な釣果を上げることができる。

5 そして、かかるルアー 10 は、所定の金型 40 のキャビティ 43 内に芯材 20 を装填した状態で当該キャビティ 43 内へ軟質材料を射出して成形する、いわゆる一体射出成形法によって製造されているため、一旦別途製造された表面材 30 を芯材 20 に被せるような作業を行う必要がなくなり、表面材 30 の製造操作のみによつて同時にルアー 10 が完成し、複合材料からなる本発明に係るルアー 10 の製造コストの低減化に貢献することができる。

10 第 9 図は、本発明の第 2 実施形態に係るルアー 10 a を示す一部切欠き斜視図である。第 2 実施形態のルアー 10 a は、全体的に小魚の形状に似せられて形成されている点については先の実施形態のものと同様であるが、主に水底に潜んで活性が低くなっている魚をフィッシングする用に供される、いわゆるシンキングタイプで 15 あってサイレントタイプと称されるものである点が第 6 a 図および第 6 b 図に示すものを除いて先の実施形態のものと相違している。

15 魚は、通常、水温や気象条件に応じて水面側で遊泳したり、水底に潜んだりするが、水底に潜んでいるときは魚自体が活性の低い状態になっているため、好奇心で音のするような餌に挑戦するようなことは少なく、捕食のみを目的として餌に食い付くことが多い。

20 そして、第 2 実施形態のルアー 10 a は、このような水底に潜んで捕食にのみ注力する魚のフィッシングを目的とするものであり、第 9 図に示すように、重い金属である例えば鉛製の芯材 20 e と、この芯材 20 e に一部が埋設された T 字状体 6 0 と、この T 字状体 6 0 のほとんどの部分および前記芯材 20 e を埋設する表面材 25 30 a とを備えて構成されている。

前記芯材 20 e は、魚状を呈したルアー 10 a の頭部と腹部とに対応するように若干歪んだ菱形状に形成され、表面材 30 a の頭部および腹部位置に埋設されてい

る。これによってルアー 10 a は前方部分が重くなるため、当該ルアー 10 a を水に沈めた状態で、頭部を下にして水底に速やかに沈降することになる。

前記 T 字状体 6 0 は、本実施形態においては、全体的に横向きの T 字形状を呈するように針金で環状に形成されている。このような T 字状体 6 0 は、T 字の横棒に 5 対応する部分（第 9 図の紙面で上下方向に延びる部分、以下枝骨部 6 2 という）と、同縦棒に対応する部分（以下背骨部 6 1 という）の枝骨部 6 2 側の位置とが芯材 20 e に埋設されている。背骨部 6 1 の後端部は、魚の尾びれの位置に対応するよう 10 に芯材 20 e から外部に突出している。

そして、この背骨部 6 1 の外部に突出した部分の針金によって釣針 2 5 を装着するための尾部針掛環 2 4 が形成されているとともに、枝骨部 6 2 の下端部も表面材 30 a から外方へ突出され、この突出した部分にも釣針 2 5 を装着するための腹部 15 針掛環 2 3 が形成されている。さらに、枝骨部 6 2 の上端部も表面材 30 a から外方へ突出され、この突出した部分によって糸掛環 2 6 が形成されている。

前記表面材 30 a は、芯材 20 e を全体的に包み込むように形成されている。かかる表面材 30 a は、異物が衝突しても音を発さない程度の柔らかさを有する軟質 15 の合成樹脂材料によって形成されている。本実施形態においては、表面材 30 a の材料としてアクリル樹脂あるいはウレタン樹脂等が採用されている。

第 2 実施形態のルアー 10 a によれば、釣針 2 5 が表面材 30 a と干渉しても音 20 が発生することはない。したがって、かかるルアー 10 a は、水底に潜んで活性が低い状態になり、捕食にのみ興味を示す（すなわち音を発するとかえって捕食しなくなる）魚に対して有効である。

また、芯材 20 e が表面材 30 a の前方位置にのみ内装されていることによって 25 表面材 30 a の後方部分は、細い針金製の背骨部 6 1 のみが内装されている状態になっている。したがって、軟質合成樹脂からなる表面材 30 a の後方部分は相対的な僅かな水流によっても横振れを起し、この横振れは、小魚が尾びれを振るわせながら遊泳している状態に酷似しているため、獲物の魚に、かかるルアー 10 a を本物の生餌と確実に認識させることができる。

なお、T字状体60の背骨部61は、表面材30a内において上下に並設されているため、この部分の被覆層30aは、容易に横振れするのに対し、縦振れし難い構造になっている。

第10a図および第10b図は、本発明の第3実施形態に係るルアー10bを示す図であり、第10a図は一部切欠き斜視図、第10b図は、第10a図のC-C線断面図である。第3実施形態のルアー10bは、水の表層で使用されるいわゆるフロートタイプと称されるものであり、第1実施形態の第4a図および第4b図に示すものと類似しているが、第4a図および第4b図に示すものは、芯材20aに内装された球状ウエイト27eが前後に移動可能になっており、この移動で重心位置が可変になっているのに対し、第3実施形態のものは、球状ウエイト27eが移動しないように固定され、浮力調整用としてのみ用いられている点、および芯材20f内に第2実施形態と同様のT字状体60が埋設されている点で第1実施形態の第4a図および第4b図に示すものと相違している。

すなわち芯材20fは、ルアー10bの全体形状と略相似形に形成されているとともに、内部に空洞201が形成され、この空洞201によって比重が水より相当小さく設定されている。かかる芯材20fには、背骨部61および枝骨部62からなるT字状体60が埋設されている。このT字状体60は、第2実施形態のものと同様に全体的にT字状を呈するように針金を折り曲げて環状に形成されているが、背骨部61が芯材20fを前後方向に貫通し、且つ表面材30aからさらに外部に向けて突出しているとともに、枝骨部62が下方に向けてのみ延び、表面材30aから外部に突出するように背骨部61から分岐されている点が第2実施形態のものと相違している。

そして、芯材20fにおける枝骨部62より若干前方位置の下縁部には、当該下縁部を上方に向けて凹ませることによって形成した、球状ウエイト27eを装着するための装着凹部202が設けられ、この装着凹部202に複数（本実施形態においては2個）の球状ウエイト27eが動かない状態で装着されている。かかる球状ウエイト27eには、T字状体60の背骨部61の下方側の針金が貫通している。

かかる球状ウエイト 27 e は、浮力を調整してルアー 10 b を水の表層に位置させるためのものであり、ルアー 10 b の比重が水の比重と略等しくなるように重量設定されている。これによって第 3 実施形態のルアー 10 b は、水の表層で遊泳している魚のフィッシング用として好適なものになっている。

5 前記 T 字状体 60 の背骨部 61 の後端は、表面材 30 a から外部に向けて突出され、この部分に針金が円められることによって形成した尾部針掛環 24 が設けられているとともに、同前端には、同様に形成された糸掛環 26 が設けられている。さらに T 字状体 60 の枝骨部 62 の下端部には腹部針掛環 23 が形成されている。

前記表面材 30 a は、第 2 実施形態と同様に、軟質の合成樹脂材料によって芯材 10 20 f を全体的に包み込むように形成されている。したがって、第 3 実施形態のルアー 10 b も、第 2 実施形態のルアー 10 a と同様に、釣針 25 が表面材 30 a と干渉しても衝突音が発生するようなことはない。

なお、第 3 実施形態のルアー 10 a, 10 bにおいて、第 5 a 図および第 5 b 図に示すものと同様、芯材 20 f をウレタンフォームやエチレンフォームのような発泡性合成樹脂によって形成した場合には、それら自体が非常に軽量な材料であることから、特に内部に空洞 201 を設けなくても充分な浮力を得ることができる。

第 11 図は、本発明の第 4 実施形態に係るルアー 10 c を示す一部切欠き斜視図である。この実施形態のルアー 10 c は、鳥賊釣り専用の「エギ」と通称されるものであり、海老の形状を模して形成されているが、海老の形状であることに限定されるものではなく、先の実施形態のように小魚の形状であってもよい。

かかるルアー 10 c は、硬質材料からなる芯材 20 g が軟質材料からなる表面材 30 b によって略全體的に被覆されている点については先の各実施形態と同様であるが、これに加えて最も外側に織製品からなる表皮 70 がさらに積層されているのが先の実施形態と相違している。

25 また、芯材 20 g の後端部からは、釣針 25 に代えて引掛け針 25 a が突設され、これによってルアー 10 c は、当該ルアー 10 c に絡み付いた鳥賊を引っ掛けて釣り上げるのに好適なものになっている。また、芯材 20 g の先端部からは糸掛環

26 が突設されているが、先の実施形態のような腹部針掛環23は設けられていない。

また、芯材20gにおける海老の頭部に対応する部分には板状のウエイト27fが取り付けられている。このウエイト27fは、下部が芯材20gおよび表皮70を貫通して外部に突出している。

そして、前記表皮70の表面には海老の外殻に似せた模様が形成され、これによって獲物の鳥賊が餌の海老であると容易に認識し得るようにしている。

第4実施形態のルアー10cによれば、軟質材料からなる表面材30bにさらに布(織製品)材料製の表皮70が積層されているため、ルアー10cに絡み付いた鳥賊は、表面材30bが弾力性を備えていることに加え、織り組織の微細な凹凸が多数存在する布材料製の表皮70の感触で当該ルアー10cを本物の海老と認識し易くなっている。したがって、一旦絡み付いた鳥賊が違和感を得てルアー10cを離すようなことはなく、良好な釣果を得ることができる。

また、表皮70に予め印刷処理などで海老の外殻の模様を印刷しておけば、表皮70を表面材30bに貼り付けるという簡単な操作でルアー10cの表面に海老の模様を形成させることができ、仕上ったルアーの表面に一々模様を描く場合に比較して製造コストの低減化に貢献することができる。

なお、一体成形の場合は、金型内に予め表皮70を装填しておくことにより、事後に貼り付け操作を行わなくても、成形処理が完了した時点で表面材30bの表面に表皮70が付与された状態になる。また、表皮70に模様を形成させることについては印刷処理に限定されるものではなく、異なった色の糸を用いる所定の織製処理で表皮70に模様を設けることができる。

本発明は、上記の実施形態に限定されるものではなく、以下の内容をも包含するものである。

(1) 上記の第1～第3実施形態においては、ルアー10, 10a, 10bは、小魚の形状に似せて形成されているとともに、第4実施形態のルアー10cは、海老の形状が模されているが、本発明はルアーが小魚形状や海老形状であることに限

定されるものではなく、鳥賊、蛸あるいは水棲昆虫など、獲物の魚が餌とする各種の水棲生物の形状を模したものとしてもよい。

(2) 上記の第1および第3実施形態においては、芯材20a～20d, 20fは、生餌の一種である小魚の形状に沿うように形状設定されているとともに、第4実施形態の芯材20gは海老の形状に沿うように形成されているが、本発明は、芯材20を生餌の形状に沿わせることに限定されるものではなく、例えば第2実施形態のルアー10aのように、重心位置などを考慮して菱形状や矩形状、棒状、瓢箪形状など、生餌の形状に沿わないものを採用してもよい。

(3) 上記の各実施形態（第1実施形態の第7a図、第7b図に示すもの、および第4実施形態を除く）において、第1実施形態の第7a図、第7b図に示すもののように、表面材30, 30aを透明な材料で形成するとともに、芯材20の表面に彩色を施してもよい。こうすることによって、当該彩色がルアー10の表面から視認し得るようになるため、魚が好む彩色にしておくことにより、集魚効果や魚のルアー10への食い付きが良好になる。

(4) 上記の実施形態においては、表面材30, 30a, 30b用の軟質材料としてアクリル樹脂やウレタン樹脂を採用しているが、本発明は、表面材30, 30a, 30b用の材料がアクリル樹脂やウレタン樹脂であることに限定されるものではなく、各種の軟質の合成樹脂、例えば軟質のポリプロピレン、軟質のポリビニルクロライド、軟質のシリコン系樹脂、エラストマー系樹脂等が適用可能であり、さらに軟質のウレタンフォームやポリエチレンフォーム等の発泡性合成樹脂を採用してもよい。

(5) 上記の第1実施形態においては、芯材20の下縁面を表面材30から露出させているが、第1実施形態のルアー10は、芯材20の下縁面を表面材30から露出させることに限定されるものではなく、芯材20を表面材30の内部に完全に埋設してもよい。

(6) 上記の実施形態においては、ルアー10～10cは、一体成形法により表面材30～30bの内部に芯材20～20gが埋設されることによって形成されて

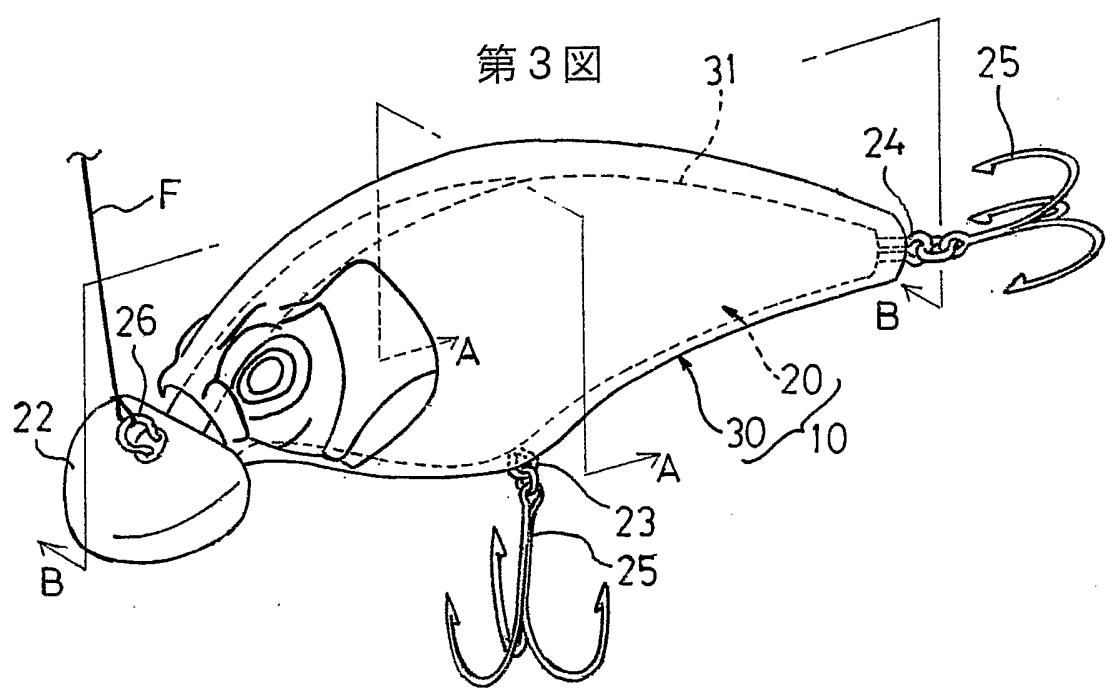
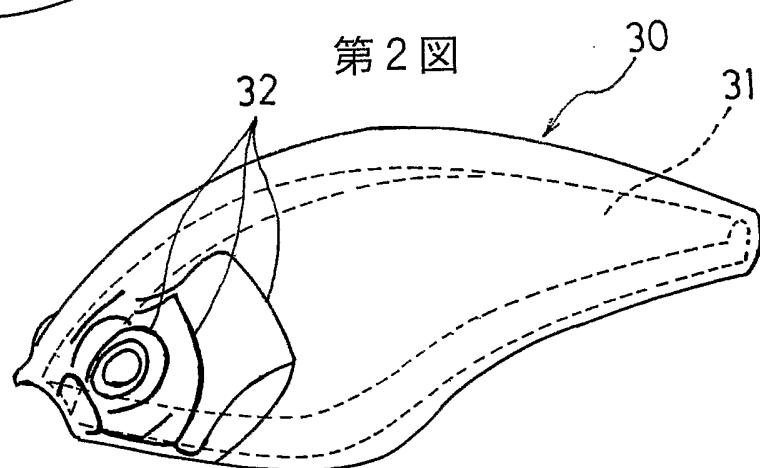
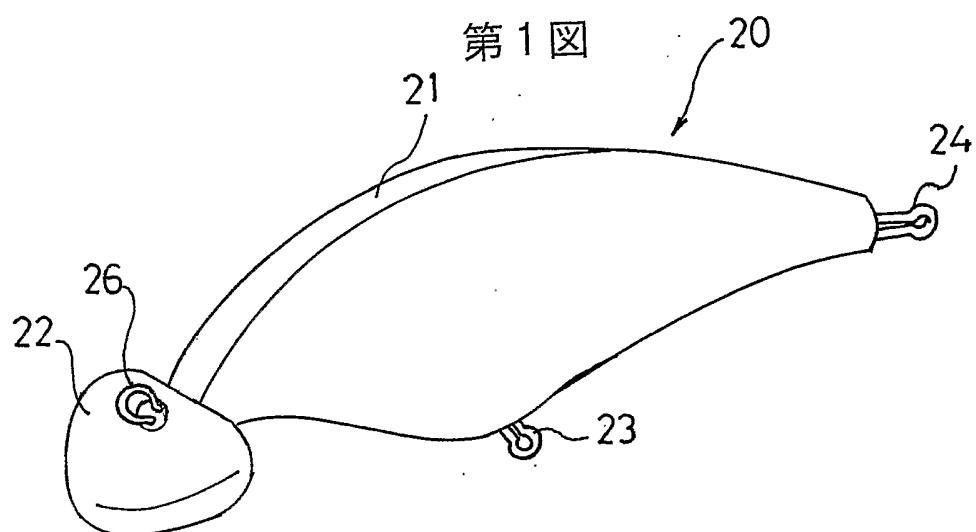
いるが、本発明は、一体成形法によって芯材 20～20 g を表面材 30～30 b に埋設することに限定されるものではなく、表面材 30～30 b を芯材 20～20 g とは別体として予め製造しておき、得られた表面材 30～30 b を芯材 20～20 g に被せることによりルアー 10 を得るようしてもよい。

- 5 (7) 上記の第 4 実施形態においては、表面材 30 b のさらに表面に表皮 70 が積層された状態でルアー 10 c が形成されているが、本発明は、表皮 70 の適用を第 4 実施形態のルアー 10 c に限定したわけではなく、第 1～第 3 実施形態のルアー 10, 10 a, 10 b に表皮 70 を適用してもよい。

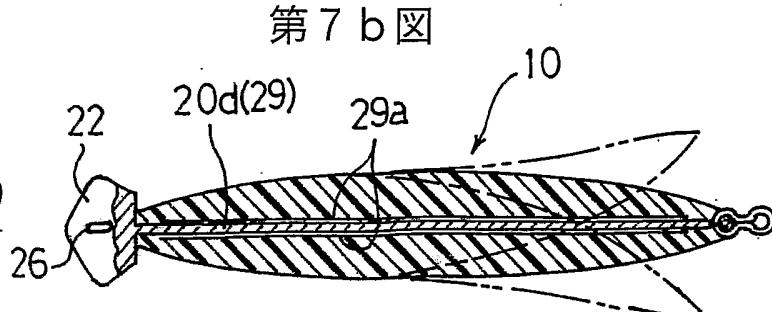
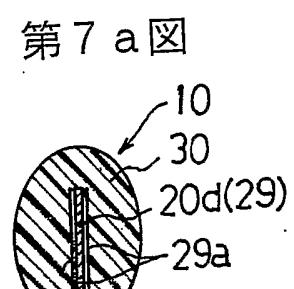
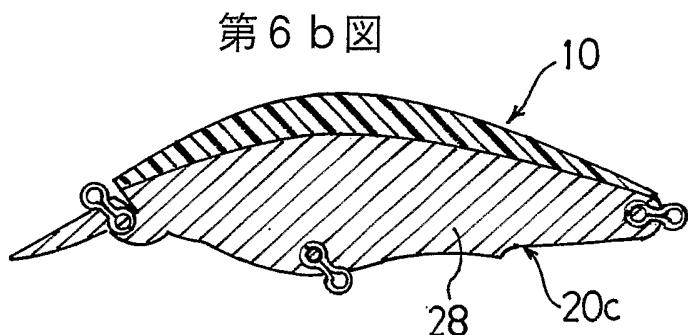
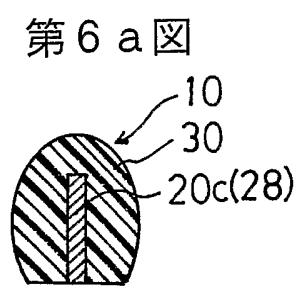
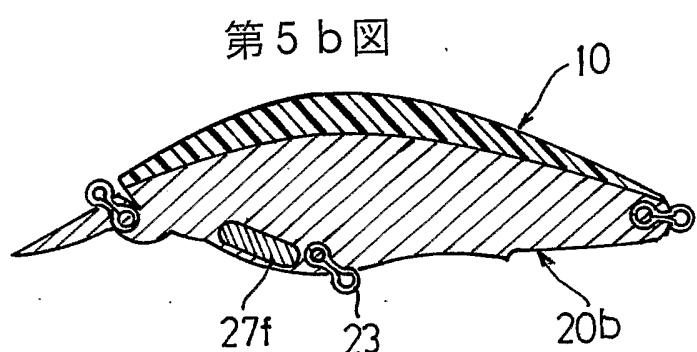
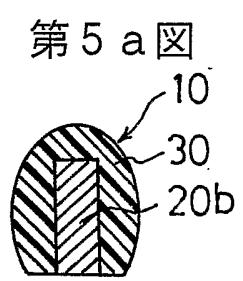
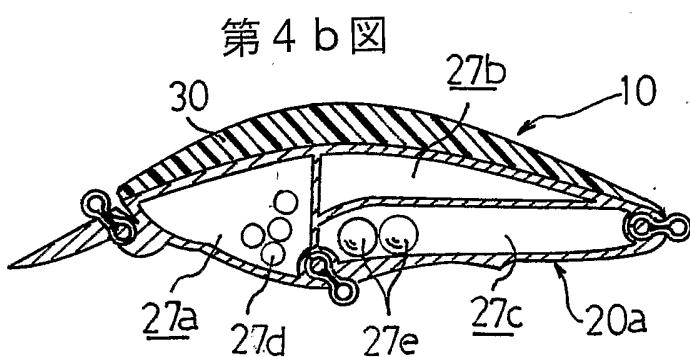
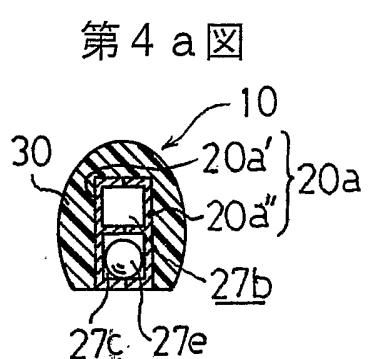
## 請 求 の 範 囲

1. 硬質材料からなる芯材が軟質材料からなる表面材によって略全体的に被覆され  
てなることを特徴とする釣り用ルアー。
- 5 2. 前記硬質材料は、金属、木材および硬質合成樹脂の内のいずれかであることを  
特徴とする請求項1記載の釣り用ルアー。
3. 前記軟質材料は、軟質合成樹脂であることを特徴とする請求項1または2記載  
の釣り用ルアー。
4. 前記表面材は透明な材料によって形成され、前記芯材の表面に光を反射する反  
射シートが貼設されていることを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載の釣  
り用ルアー。
- 10 5. 前記芯材は、浮力を調整するための錘を備えていることを特徴とする請求項1  
乃至4のいずれかに記載の釣り用ルアー。
6. 前記表面材は、さらに表皮によって被覆されていることを特徴とする請求項1  
15 乃至5のいずれかに記載の釣り用ルアー。
7. 所定の金型のキャビティ内に前記芯材を装填した状態で当該キャビティ内へ軟  
質材料を射出して成形する一体射出成形法によって製造されていることを特徴とす  
る請求項1乃至6のいずれかに記載の釣り用ルアー。

1 / 7

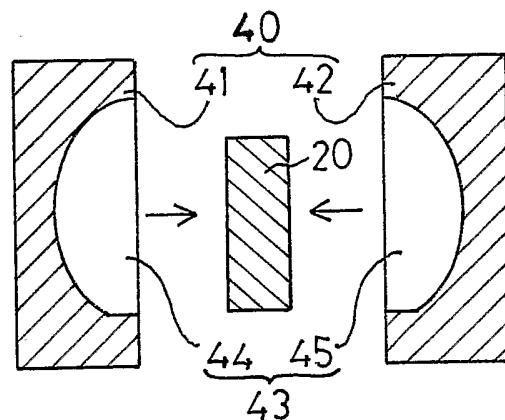


2 / 7

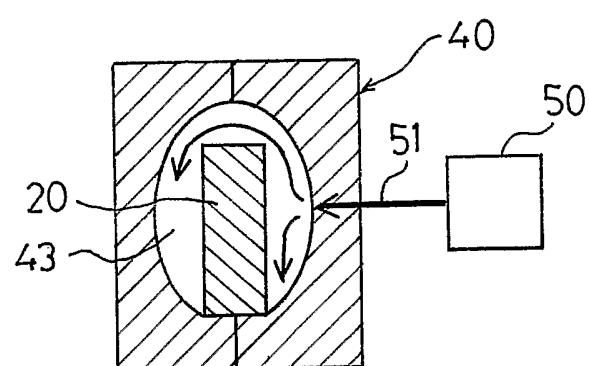


3 / 7

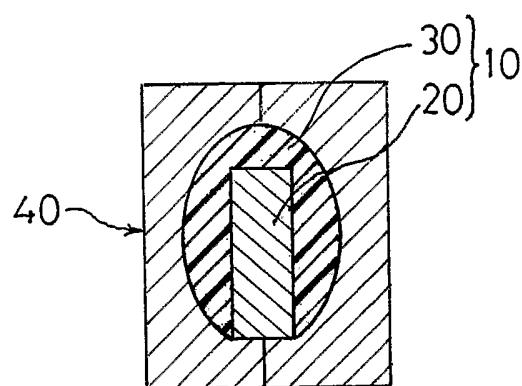
第8 a図



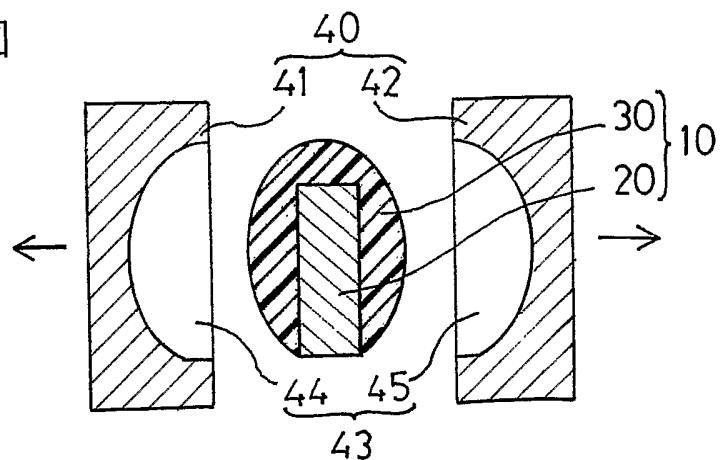
第8 b図



第8 c図

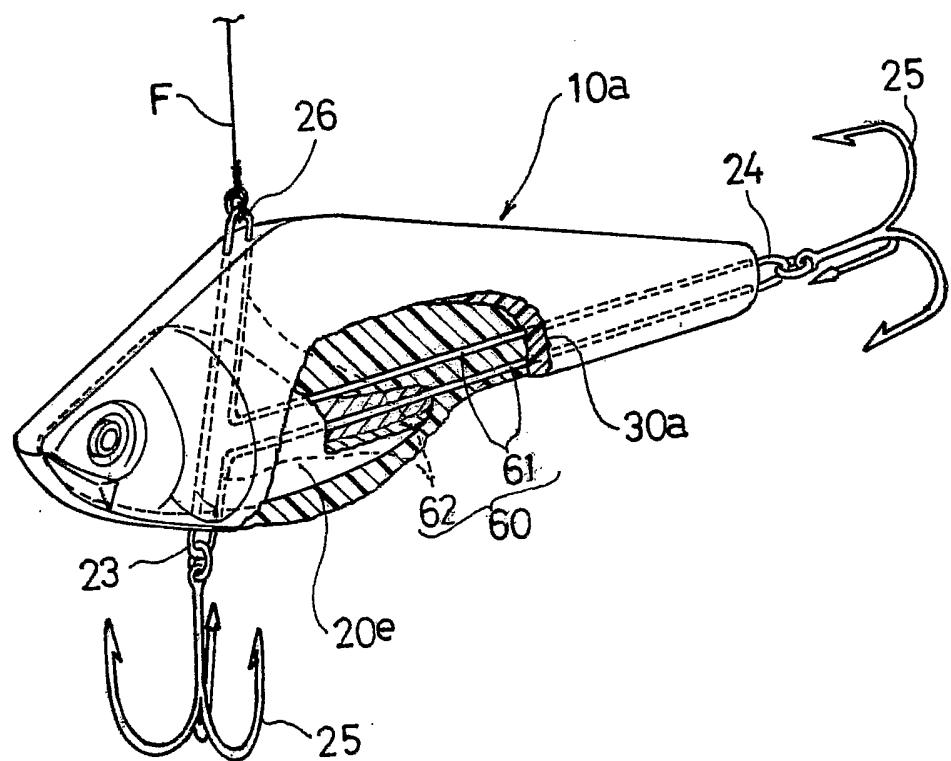


第8 d図



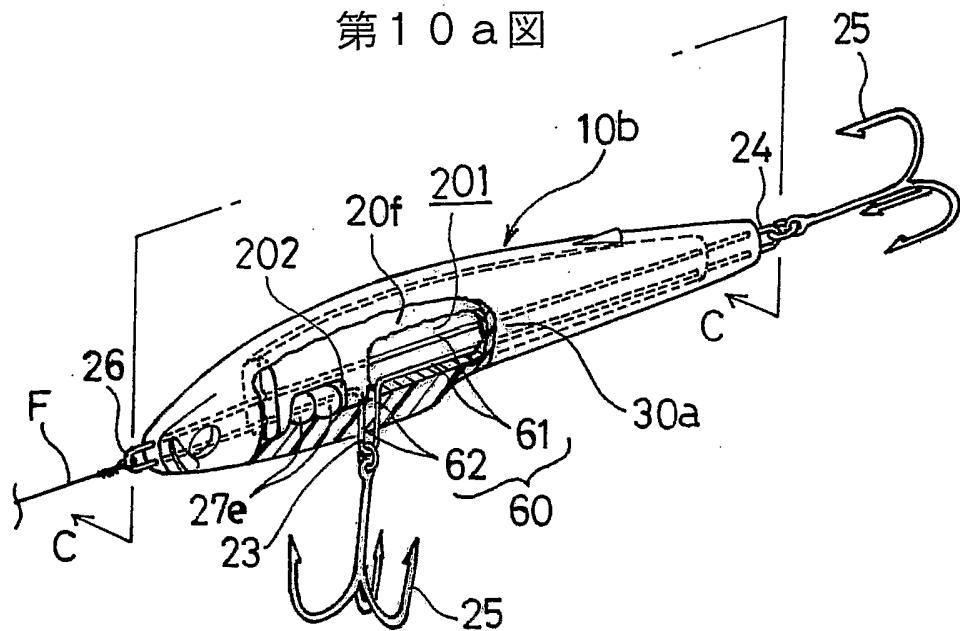
4 / 7

第9図

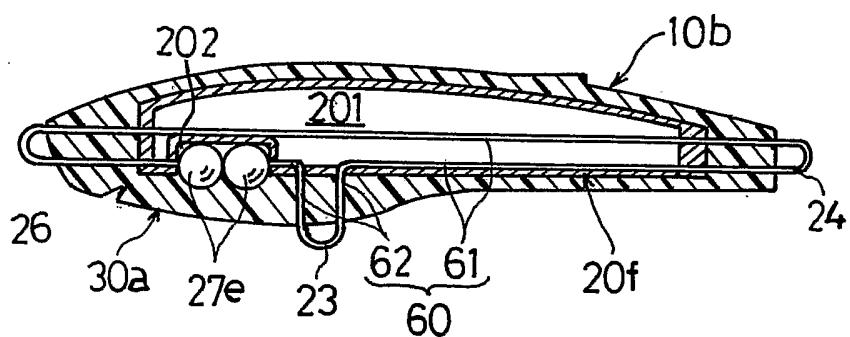


5 / 7

第10a図

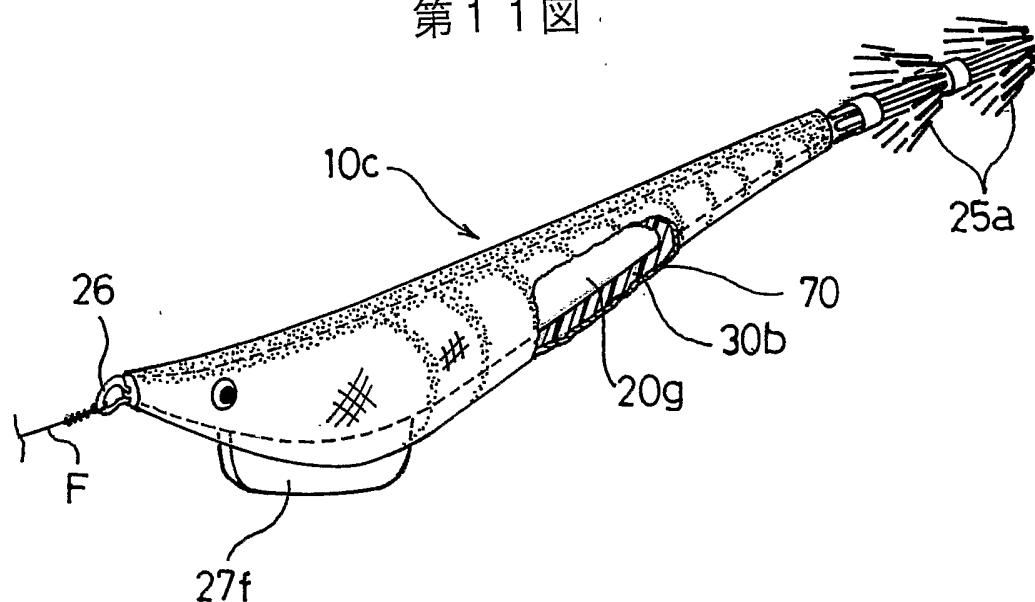


第10b図



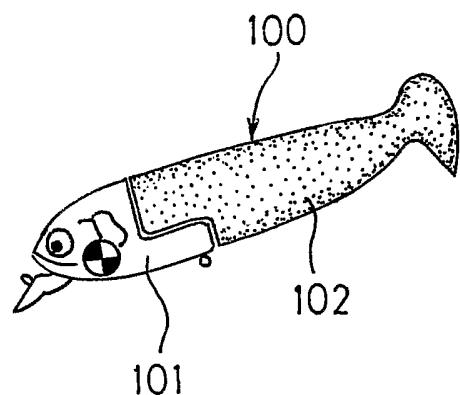
6 / 7

第11図

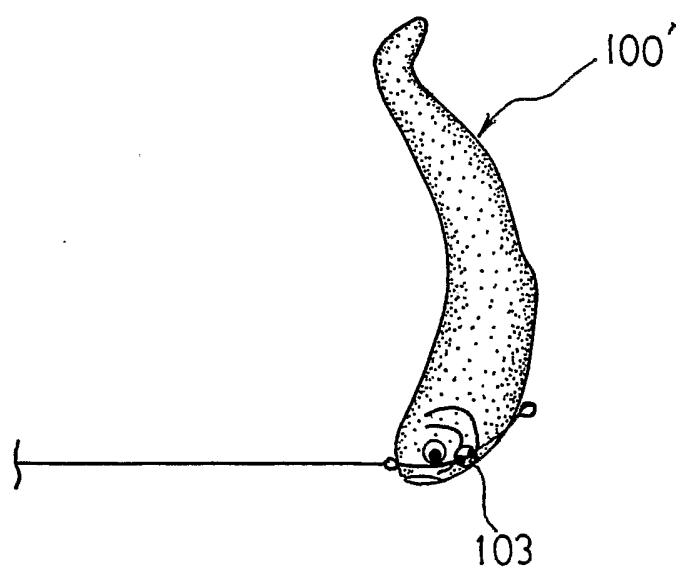


7 / 7

第12a図



第12b図



# INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.  
PCT/JP02/13619

**A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER**  
Int.Cl<sup>7</sup> A01K85/00

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

**B. FIELDS SEARCHED**

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)  
Int.Cl<sup>7</sup> A01K85/00

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched  
 Jitsuyo Shinan Koho 1922-1996 Jitsuyo Shinan Toroku Koho 1996-2003  
 Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2003 Toroku Jitsuyo Shinan Koho 1994-2003

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

**C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT**

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	JP 2000-184838 A (Ryobi Ltd.),	1-5, 7
Y	04 July, 2000 (04.07.00), (Family: none)	6
X	JP 10-178972 A (Kin'ya HASHIMOTO),	1-3, 5, 7
Y	07 July, 1998 (07.07.98), (Family: none)	4, 6
X	JP 2002-51669 A (Kin'ya HASHIMOTO),	1-3, 5
Y	19 February, 2002 (19.02.02), (Family: none)	4, 6, 7
Y	JP 11-32629 A (Lucky Craft Co., Ltd.), 09 February, 1999 (09.02.99), (Family: none)	1-7

Further documents are listed in the continuation of Box C.

See patent family annex.

* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier document but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family
---	--

Date of the actual completion of the international search 31 January, 2003 (31.01.03)	Date of mailing of the international search report 12 February, 2003 (12.02.03)
--	--

Name and mailing address of the ISA/ Japanese Patent Office	Authorized officer
--	--------------------

Faxsimile No.	Telephone No.
---------------	---------------

## A. 発明の属する分野の分類(国際特許分類(IPC))

Int. Cl. 7 A01K 85/00

## B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料(国際特許分類(IPC))

Int. Cl. 7 A01K 85/00

## 最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報 1922-1996年  
 日本国公開実用新案公報 1971-2003年  
 日本国実用新案登録公報 1996-2003年  
 日本国登録実用新案公報 1994-2003年

## 国際調査で使用した電子データベース(データベースの名称、調査に使用した用語)

## C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
X Y	JP 2000-184838 A(リヨービ株式会社)2000.07.04 (ファミリーなし)	1-5, 7 6
X Y	JP 10-178972 A(橋本欣也)1998.07.07 (ファミリーなし)	1-3, 5, 7 4, 6
X Y	JP 2002-51669 A(橋本欣也)2002.02.19 (ファミリーなし)	1-3, 5 4, 6, 7

 C欄の続きにも文献が列挙されている。 パテントファミリーに関する別紙を参照。

## \* 引用文献のカテゴリー

- 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの
- 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの
- 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献(理由を付す)
- 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
- 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願

## の日の後に公表された文献

- 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
- 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
- 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
- 「&」同一パテントファミリー文献

## 国際調査を完了した日

31.01.03

## 国際調査報告の発送日

12.02.03

## 国際調査機関の名称及びあて先

日本国特許庁 (ISA/JP)

郵便番号 100-8915

東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

## 特許庁審査官(権限のある職員)

長井 啓子

2B

9123



電話番号 03-3581-1101 内線 3237

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
Y	JP 11-32629 A(株式会社ラッキークラフト)1999.02.09 (ファミリ ーなし)	1-7